

QUICPay取扱いに関する特約

第1条(目的及び適用関係)

1.本特約は、次条に定めるQUICPayカード等による信用販売(以下、「QUICPay信用販売」という)に関して、次条に定める加盟店契約を基本契約とし、当該加盟店契約の定めと異なる事項を定めるものである。

2.加盟店は、QUICPay信用販売を取り扱うにあたり、加盟店が遵守すべき事項及び講じるべき措置等について、加盟店契約及び本特約に従うものとし、加盟店契約と本特約とで異なる定めについては、本特約が優先して適用され、本特約に定めのない事項については、加盟店契約と本特約とで使用される用語の違いにかかわらず、加盟店契約が適用又は準用されることを承諾するものとする。

第2条(定義)

1.「QUICPay」とは、株式会社ジェーシービー(以下、「JCB」という)又はJCBからライセンスを受けた会社又は組織(以下、JCBを含め「カード発行会社」という)によって発行される非接触ICが搭載されたQUICPayカード等を用いて、QUICPay会員が予め決済手段として指定するカード発行会社所定のクレジットカードその他の決済手段による決済を行うシステムをいう。

2.「QUICPayカード等」とは、カード発行会社がQUICPay会員に貸与するQUICPayのサービスマークが表示されているJCB及び当社(以下、「両社」という)所定規格のカード媒体その他の形状の媒体で、QUICPayの利用を可能とする機能を有するもの(以下、「カード型QUICPay」という)又はQUICPay会員が保有する、両社所定規格の携帯電話その他の携帯型端末(スマートフォン等を含む)で、カード発行会社所定の手続を行うことにより、QUICPayの利用を可能とする機能を有することになったもの(以下、「モバイル型QUICPay」という)をいう。

3.「QUICPay会員」とは、カード型QUICPay又はモバイル型QUICPayを正当に所持する者をいう。

4.「QUICPay端末機」とは、QUICPay信用販売を行うための加盟店設置端末であって、QUICPayカード等の非接触IC内の情報を読み取り、取扱金額、取扱いの可否等を表示する機能を有する両社所定のリーダライタが接続又は内蔵された機器をいう。

5.「加盟店契約」とは、加盟店と当社間で締結する、加盟店の店頭でのクレジットカード等による信用販売の取扱いに関して定める加盟店契約であって、加盟店がQUICPay信用販売を行うにあたっての基本となる契約をいう。

第3条(QUICPay信用販売を行う店舗・施設)

1.加盟店は、当社よりQUICPayカード等の利用又は販売促進に係る展示物設置の要請を受けた場合は、これに協力するものとする。

2.加盟店は、当社、JCB、JCBが現在及び将来において提携する会社・組織又はそれらの委託先が、QUICPay会員のQUICPayカード等利用促進のために、加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体などに加盟店の名称、標章及び所在地などを掲載することを、あらかじめ承諾するものとする。

第4条(QUICPay信用販売の種類)

加盟店が取扱うことができるQUICPay信用販売の種類は、1回払いのみとする。

第5条(QUICPay信用販売の制限)

1.QUICPayカード等による1回あたりの信用販売限度額(税金、送料等を含むものとし、以下「限度額」という)は20,000円とする。

2.当社は、必要と認めた商品等(特定商品等)については、個別に限度額を定めることができるものとする。また、加盟店は、当社から限度額及び特定商品等の変更の通知があった場合はそれに従うものとする。

3.加盟店は、複数回又は継続的に商品等の引渡し又は提供を行う形態の取引に関して、QUICPay信用販売を行ってはならないものとする。

第6条(QUICPay信用販売の方法)

1.加盟店は、QUICPay会員からQUICPayカード等の提示によるQUICPay信用販売を求められた場合、加盟店契約に従い、提示されたQUICPayカード等の有効性及びQUICPayカード等の提示者とQUICPayカード等の定義人との同一性の確認を行うとともに、次の各号に掲げる事項に従い、QUICPay信用販売を行うものとする。

(1)QUICPay端末機の使用規約及びその取扱いに関する規約の定めるところに従い、全てのQUICPay信用販売について、必要なQUICPay端末機上の手続を履行しなければならないものとする。

(2)故障・障害などによりQUICPay端末機が使用できない場合及び当社が当該QUICPay端末機の利用につき別途制限を設けた場合には、QUICPay信用販売を行ってはならないものとする。この場合、加盟店がQUICPay信用販売を行うことができなかったことにつき当社は加盟店に対して一切責任を負わないことを、加盟店はあらかじめ承諾するものとする。

2.前項の規定にかかわらず、加盟店は、当社所定のQUICPay信用販売についてのみ、当社の承認を待たずに、QUICPay信用販売を行うことができるものとする。

3.加盟店は、立替金の請求にあたっては、原則として、QUICPay信用販売を行った日のうちに日計処理を行い、売上データ及び集計データを当社に送信しなければならないものとする。

4.加盟店は、売上票の控え(QUICPay加盟店用控え)を、自らの責任において7年間保管するものとする。

第7条(立替金の返還等)

加盟店契約に定める事由のほか、加盟店が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店からの請求に対する立替金の支払を拒絶することができ、当社が当該立替金を支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、加盟店に対して次回以降に支払う立替金総額から当該立替金を差引くことにより返還するものとする。

(1)加盟店契約又は本特約に違反してQUICPay信用販売を行ったとき

(2)QUICPay信用販売を行った日から61日以上経過して立替金請求がなされたとき

(3)QUICPay会員と加盟店間で生じた紛議がQUICPay信用販売日に対応する締切日より60日を経過しても解消しないとき

(4)QUICPay信用販売が、行政機関もしくはこれに準じた組織・団体の推奨するセキュリティ水準、又は国際的な標準のセキュリティ水準に適合しない方法で行われた場合であって、当該QUICPay信用販売にかかるQUICPayカード等の利用代金について、QUICPay会員が不正取引であることを主張して、カード発行会社に対する支払いを拒絶する等、QUICPay会員からの代金回収が困難又は不能となったとき

(5)他の者の債権を取得して、又は他の者に代わって当社に立替金の請求をしたとき

第8条(契約の解除)

1.加盟店契約に定める事由のほか、加盟店が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店に対し、無催告で、直ちに本特約を解除できるものとする。

(1)加盟店契約又は本特約に違反してQUICPay信用販売を行ったとき

(2)前条に違反して立替金の返還に応じなかったとき

(3)他の者の債権を取得して、又は他の者に代わって当社に立替金の請求をしたとき

(4)加盟店契約その他本特約以外の加盟店・当社間で締結する契約のいずれか一つでも解除されたとき

2.当社は社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合等により、QUICPayの取扱いを終了することがあり、この場合、当社は加盟店に対し事前に通知することにより、本特約を終了させることができるものとする。

3.前二項による本特約の終了により、加盟店に損害(逸失利益、機会損失を含む)が生じた場合でも、当社は一切の責を負わないものとする。